

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面)

2023 年 7 月 3 日

株式会社レアジョブ

2023年7月3日

株式会社レアジョブ
代表取締役 中村 岳

当社は、2023年5月29日付けで株式会社資格スクエア（以下「消滅会社」といいます。）との間で締結した吸収合併契約（以下「本合併契約書」といいます。）に基づき、当社を吸収合併存続会社、消滅会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

つきましては、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条の規定に基づき、下記のとおり、吸収合併契約の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置きます。

記

1. 本合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

2023年7月1日

2. 消滅会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第200条第2号）

（1）会社法第784条の2の規定による請求（本合併をやめることの請求）に係る手続の経過（同号イ）

該当事項はありません。

（2）会社法第785条の規定による請求（株式買取請求）に係る手続の経過（同号ロ）

該当事項はありません。

（3）会社法第787条の規定による請求（新株予約権買取請求）に係る手続の経過（同号ロ）

該当事項はありません。

（4）会社法第789条の規定による請求（債権者異議請求）に係る手続の経過（同号ロ）

消滅会社は、2023年5月29日付けで官報公告及び電子公告を行いました。所定の期間内に債権者からの異議申述はありませんでした。

3. 当社における次に掲げる事項（会社法施行規則第200条第3号）

（1）会社法第796条の2の規定による請求（本合併をやめることの請求）に係る手続の

経過（同号イ）

該当事項はありません。

（2）会社法第 797 条の規定による請求（株式買取請求）に係る手続の経過（同号ロ）

該当事項はありません。

（3）会社法第 799 条の規定による請求（債権者異議請求）に係る手続の経過（同号ロ）

当社は、2023 年 5 月 29 日付けで官報公告及び電子公告を行いました。所定の期間内に債権者からの異議申述はありませんでした。

4. 本合併により当社が消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

本合併契約書に記載のとおり承継しました。

5. 消滅会社において事前開示事項として備え置いた書面（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

別紙のとおりです。

6. 本合併に係る変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

2023 年 7 月 14 日（予定）

7. 本合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

該当事項はありません。

以 上

別紙

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面)

2023 年 5 月 29 日

株式会社資格スクエア

2023年5月29日

株式会社資格スクエア
代表取締役 佐藤 郁夫

当社は、2023年5月29日付けで株式会社レアジョブ（以下「存続会社」といいます。）との間で吸収合併契約を締結し、当社を吸収合併消滅会社、存続会社を吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。

つきましては、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条の規定に基づき、下記のとおり、吸収合併契約の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置きます。

記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項第1号）

別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号）

別紙2のとおりです。

3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第1項第2号）

（1）存続会社の定款の定め（会社法施行規則第182条第4項第1号イ）

別紙3のとおりです。

なお、別紙3に掲げる定款は、現時点での存続会社の定款の内容であり、本合併後は、2023年6月29日開催予定の存続会社の定時株主総会において承認されることを条件として、同定款第2条について、別紙4のとおり変更される予定です。

（2）合併対価の換価の方法に関する事項（同号ロ）

① 合併対価を取引する市場

存続会社の普通株式は東京証券取引所プライム市場において取引されております。

② 合併対価の取引の媒介、取次又は代理を行う者

存続会社の普通株式は全国の各証券会社等において媒介、取次ぎ等が行われております。

③ 合併対価の譲渡その他の処分についての制限

単元（100株）未満の数の株式は市場にて売却できません。

(3) 合併対価の市場価格に関する事項 (同号ハ)

存続会社の株式の東京証券取引所プライム市場における過去6か月の株価推移は、以下のとおりであります。

月別	2022年 11月	12月	2023年 1月	2月	3月	2023年 4月
最高株価(円)	1,062	1,040	1,005	1,193	1,328	1,490
最低株価(円)	828	855	880	903	1,119	1,140

なお、日本取引所グループがホームページ (<https://www.jpx.co.jp/>) において開示する株価情報及びチャート表示等により、存続会社の普通株式の市場価格及びその推移等をご覧いただけます。

(4) 過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容 (同号ニ)

存続会社は、いずれの事業年度についても金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しております。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項 (会社法施行規則第182条第1項第3号)

該当事項はありません。

5. 計算書類等の内容 (会社法施行規則第182条第1項第4号)

(1) 存続会社についての次に掲げる事項 (会社法施行規則第182条第6項第1号)

① 最終事業年度に係る計算書類等の内容 (同号イ)

別紙5のとおりです。

② 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時決算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容 (同号ロ)

該当事項はありません。

③ 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容 (同号ハ)

当社と存続会社との間で、2023年5月29日に本合併契約を締結いたしました。

(2) 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容 (会社法施行規則第182条第6項第2号イ)

当社と存続会社との間で、2023年5月29日に本合併契約を締結いたしました。

**6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における存続会社の債務の履行の見込みに関する事項
(会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号)**

当社の 2022 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ 242,319 千円及び 576,382 千円で、純資産の額は△334,063 千円です。

また、存続会社の 2023 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ 6,787,579 千円及び 4,279,953 千円で、純資産の額は 2,507,626 千円です。

それぞれの会社について、上記時点から現在に至るまで、債務の履行の観点において、その資産の額、負債の額及び純資産の額に大きな変動をもたらす事象は生じておらず、本合併の効力発生日までにそのような事象が発生することも想定されておりません。したがって、本合併の効力発生日以後の存続会社の資産の額は負債の額を十分上回るが見込まれます。さらに、本合併の効力発生日以後の存続会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ認識又は予測されておりません。

以上により、本合併の効力発生日以後においても、存続会社の債務の履行の見込みがあるものと判断いたします。

以 上

吸収合併契約書

株式会社レアジョブ（以下「甲」という。）及び株式会社資格スクエア（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

1. 甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）を行う。
2. 本合併にかかる吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び本店所在地は、それぞれ以下のとおりである。

(1) 吸収合併存続会社

商号：株式会社レアジョブ

本店所在地：東京都渋谷区神宮前六丁目 27 番 8 号

(2) 吸収合併消滅会社

商号：株式会社資格スクエア

本店所在地：東京都渋谷区神宮前六丁目 27 番 8 号

第2条（効力発生日）

本合併の効力発生日は、2023年7月1日とする。ただし、合併手続の進行に応じて必要があるときは、甲乙協議のうえ、これを変更することができるものとする。

第3条（乙の株主に交付する金銭等）

1. 甲は合併に際し、本合併の効力発生日における最終の乙の株主名簿に記載又は記録された株主（甲及び乙を除く。以下「乙の株主」という。）に対し、その保有する乙の普通株式1株につき、乙の1株あたりの株式価値である7,500円を、甲の株式価値である東京証券取引所市場における本合併の効力発生日の前営業日時点の甲株式の終値（以下「甲の株式価値」という。）で除して算定した割合に相当する甲の普通株式を割当交付する（以下、このような方法で割当交付される甲の普通株式の数のことを「本交付株式数」という。）。ただし、本交付株式数に乙の株主が保有する乙の普通株式数を乗じた本交付株式数の総数に1株未満の端数が生じる場合は、端数部分を切り捨てた数の甲の普通株式を交付するとともに、端数部分に甲の株式価値を乗じた金額（1円未満の端数は切り捨てるものとする。）に相当する

金銭を併せて交付するものとする。

2. 前項の定めにかかわらず、本交付株式数の総数が、本合併の効力発生日における最終の甲の株主名簿に記載又は記録された甲の保有する株式数（以下「甲の自己株式数」という。）を上回る場合は、甲は、合併に際し、乙の株主に対し、甲の自己株式数に相当する甲の普通株式を交付するとともに、本交付株式数の総数と甲の自己株式数の差に甲の株式価値を乗じた金額（1円未満の端数は切り捨てるものとする。）に相当する金銭を併せて交付するものとする。

第4条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本合併により増加する甲の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第35条又は第36条に定めるところに従って甲が定める。

第5条（合併承認総会）

甲及び乙は、2023年6月30日までに、それぞれ株主総会を開催し、本契約及び本合併に必要な事項に関する承認を得る。ただし、合併手続の進行に応じ、必要があるときは甲乙協議してこの期日を変更することができる。

第6条（会社財産の引継ぎ）

乙は、その所有する一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日に甲に引継ぎ、甲は、これを承継する。

第7条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもって、その業務執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼすような行為をなす場合には、別途甲乙協議し合意の上、これを実行する。

第8条（本契約の変更又は解除）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、又は本件合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、別途甲乙協議の上、本契約の内容を変更し又は本契約を解除することができる。

第9条（効力の失効）

本契約は、効力発生日の前日までに法令上必要とされる関係官庁の承認を得られなかったときは、その効力を失う。

第10条（本契約に定めのない事項）

本契約に定めるもののほか、本件合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを決定する。

本契約の成立を証するため、電磁的記録によって本書を作成し、甲及び乙は合意の上電子署名を施す。

2023年5月29日

甲

東京都渋谷区神宮前六丁目27番8号
株式会社レアジョブ
代表取締役社長 中村 岳

乙

東京都渋谷区神宮前六丁目27番8号
株式会社資格スクエア
代表取締役社長 佐藤 郁夫

別紙2

(1) 合併対価の総数及び割当ての相当性に関する事項

①本合併に係る割当ての内容

	存続会社	当社
1株当たりの株式価値	本合併の効力発生日の前営業日時点の普通株式の終値	7,500円

(注) 1. 本合併により当社の株主に交付する存続会社株式

当社の普通株式1株につき、その1株当たりの株式価値である7,500円を、存続会社の株式価値である東京証券取引所市場における本合併の効力発生日の前営業日時点の存続会社普通株式の終値（以下、「存続会社の株式価値」という。）で除して算出した割合に相当する存続会社普通株式を割当交付します。

2. 本合併により交付する株式数

存続会社は、本合併に際して、（注1）の方法により算出した株式数を、本合併が効力を生ずる時点の直前時の当社の株主（ただし、会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求権を行使した株主を除く。）に対して、存続会社が保有する自己株式（2023年3月31日現在302,991株）から割当交付する予定です。また、割当交付株式数の総数に1株未満の端数が生じる場合は、端数部分を切り捨てた数の存続会社の普通株式を交付するとともに、端数部分に存続会社の株式価値を乗じた金額（1円未満の端数は切り捨てるものとする。）に相当する金銭を併せて交付いたします。

なお、割当交付する株式数の総数が、存続会社が保有する自己株式数を上回る場合、存続会社が保有する自己株式数に相当する存続会社の普通株式を交付するとともに、割当交付する株式数の総数と自己株式数の差に存続会社の株式価値を乗じた金額（1円未満の端数は切り捨てるものとする。）に相当する金銭を併せて交付する予定としております。

②本合併に係る割当ての内容の根拠等

ア 割当ての内容の根拠及び理由

上述の通り、存続会社の株式価値は市場株価によるものであり測定可能である一方、当社は非上場会社であり市場株価が存在しないことから、存続会社は、本合併に係る当社の株式価値の決定にあたってその公正性・妥当性を期すため、グローウィン・パートナーズ株式会社（以下、「GWP」という。）を当社の株式価値算定に関する第三者算定機関として選定しております。存続会社は、GWPによる算定結果等を参考に、当社の財務状況、資産状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、当社の普通株式1株当たりの株式価値は7,500円が妥当であるとの判断に至り、合意いたしました。

イ 算定に関する事項

a. 算定機関の名称及び両社との関係

存続会社の第三者算定機関であるGWPは、存続会社及び当社の関連当事者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

b. 算定の概要

GWPは、当社の株式価値の算定方法として、当社の将来の事業活動の状況を算定に反映させる目的から、当社の収益に基づき、将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより株式価値を算出する評価手法であるディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」という。）を採用して算定を行いました。GWPがDCF法による算定の基礎とした当社の事業計画は、当社が作成した2023年3月31日時点のものであり、当該事業計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度が含まれております。具体的には、2023年度から2026年度にかけて毎期一定の売上成長を見込んでおりますが、新規講座の開発等の先行投資により2023年度は前期比で30%を超える営業利益の減益を見込んでおります。2024年度及び2025年度においては、当該先行投資が一巡することから、売上原価や販管費の増加の抑制等により、前期比で30%を超える営業利益の増益を見込んでおります。なお、2023年3月31日時点から本書提出日現在において、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は発生しておりません。

評価手法	当社の1株当たりの株式価値の算定レンジ
DCF法	10,761円～12,490円

なお、GWPは、当社の株式価値算定に際して、提供を受けた情報、一般に公開されている情報等を原則としてそのまま採用しております。

また、採用したそれらの資料及び情報がすべて正確かつ完全なものであること、当社の株式価値算定に重大な影響を与える可能性のある未開示の情報は存在しないこと、かつ、当社の将来の利益計画や財務予測が現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。

c. 公平性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

存続会社は、本合併における公平性を担保する観点から、上述のとおり、第三者算定機関に当社の株式価値の算定を依頼し、その算定結果を参考として、真摯に交渉・協議を行い、上記記載の合意した株式価値により本合併を行うことを、両社の取締役会にて決議いたしました。

また、存続会社は既に当社の議決権の70.0%を保有していることから、当社は存続会社の子会社に該当しております。加えて、当社の取締役のうち、中村岳氏は存続会社の代表取締役社長を兼任しております。

本合併契約の締結は会社法上の利益相反取引（会社法第356条第1項第2号、第365条第1項）に該当することから、当社の取締役会の承認を受けております。以上の事情を踏まえ、利益相反を回避する観点から、中村岳氏は2023年5月25日に開催された当社の取締役会における本合併に関する議題の審議及び決議には参加しておりません。当社における本合併に関する議案は、中村岳氏を除く取締役の全員一致により承認可決されております。

(2) 合併対価として当該種類の財産を選択した理由

当社及び存続会社は、本合併に係る当社の株式に対する合併対価として、存続会社の株式を選択いたしました。当社及び存続会社は、存続会社の株式が、東京証券取引所プライム市場に上場されており、流動性を有するため取引機会が確保されること、及び、当社株式を有する株主が、存続会社の株式を受け取ることにより、本合併による統合効果を享受することが可能であることを考慮して、存続会社の株式を本合併に係る対価とすることが適切であると判断いたしました。

(3) 存続会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本合併により増加する存続会社の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第 35 条又は第 36 条に従って、存続会社が定めます。当該額については、機動的な資本政策の観点から相当であると判断される額とされます。

株式会社レアジョブ定款

平成 19 年 10 月 18 日	作成
平成 20 年 02 月 24 日	変更
平成 20 年 03 月 25 日	変更
平成 20 年 04 月 02 日	変更
平成 20 年 08 月 08 日	変更
平成 22 年 03 月 09 日	変更
平成 23 年 11 月 21 日	変更
平成 24 年 07 月 18 日	変更

平成 25 年 06 月 25 日	変更
平成 25 年 10 月 30 日	変更
平成 26 年 04 月 11 日	変更
平成 27 年 06 月 26 日	変更
平成 28 年 06 月 22 日	変更
平成 29 年 06 月 21 日	変更
令和元年 06 月 01 日	変更
令和元年 12 月 06 日	変更
令和 2 年 06 月 23 日	変更
令和 4 年 06 月 22 日	変更

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社レアジョブと称し、英文では RareJob, Inc.と表記する。

(目的)

第2条 当社の目的は、次のとおりとする。

- (1) 外国語学習講座の提供
- (2) インターネットを利用した外国語学習システムの開発及び運営
- (3) 外国語の翻訳・通訳業務
- (4) 教育関連ソフトウェア、書籍、教材の企画、開発、出版、販売
- (5) インターネットを利用した広告宣伝代理業務
- (6) 外国・語学・教育に関連する講演会及びセミナーの開催並びにコンサルティング業務
- (7) 留学サービスの提供及び斡旋
- (8) 旅行業法に基づく旅行業
- (9) 労働者派遣事業
- (10) 職業安定法に基づく有料職業紹介事業
- (11) 人材育成及び職業能力開発のための研修事業
- (12) 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

(機関構成)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を設置する。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、28,816,000 株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己株式の取得)

第 9 条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社において取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第 12 条 当社は、毎事業年度末日の最終株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するために必要があるときは、取締役会の決議をもって臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を 2 週間前までに公告するものとする。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は10名以内とする。

2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

4 本条第1項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。

(取締役の任期)

第21条 監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 補欠により選任された取締役は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 当社は取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2 代表取締役は当社を代表し、当社の業務を執行する。

3 取締役会は、その決議によって、取締役会長及び取締役社長各1名を選定し、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。会の定める順序に従い、他の取締役が代表取締役社長の職務を代行する。

(招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当社は取締役（当該決議事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第 28 条 取締役会に関する事項については、法令及び本定款に定めのあるもののほか、取締役会の定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、会社法第 425 条で定める最低責任限度額とする。

(取締役の報酬等)

第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役の報酬等とそれ以外の取締役の報酬等とを区別した上、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 監査等委員会

(権限)

第 31 条 監査等委員会は、法令に定める事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使できる。

(監査等委員会の招集通知)

第 32 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の議事録)

第 33 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査等委員会規程)

第 34 条 監査等委員会に関する事項については、法令及び本定款に定めのあるもののほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 35 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 36 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 37 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 38 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(期末配当金)

第 39 条 当会社は株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

(中間配当金)

第 40 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第 41 条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払いの義務を免れるものとする。

2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息はつけない。

附則

(法令の準拠)

第 1 条 本定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

(電子提供措置等に関する経過措置)

第 2 条 変更前定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第 15 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 15 条はなお効力を有する。

3 本附則は、2023 年 3 月 1 日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

別紙 4

変更の内容は以下のとおり。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社の目的は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (条文省略)</p> <p>(6)外国・語学・教育に関連する講演会及びセミナーの開催並びにコンサルティング業務</p> <p>(7)～(10) (条文省略)</p> <p>(11)人材育成及び職業能力開発のための研修事業</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(12)前各号に付帯する一切の事業</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社の目的は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (条文省略)</p> <p>(6)外国・語学・教育・<u>各種国家資格・技能取得</u>に関連する講演会及びセミナー等の開催並びにコンサルティング業務</p> <p>(7)～(10) (条文省略)</p> <p>(11)人材採用、<u>育成及び職業能力開発のための研修及びコンサルティング事業</u></p> <p><u>(12)各種の資格試験並びに国家資格取得のための教室の経営及び通信教育</u></p> <p><u>(13)各種許認可、免許、資格登録申請に関する情報提供、整理、立案、研究及び講習</u></p> <p><u>(14)資格認定制度の企画、創設及び運営</u></p> <p><u>(15)インターネットを利用した各種資格試験の情報提供等オンラインサービスの企画運営</u></p> <p><u>(16)インターネットその他の通信回線を利用した画像データ、音声データの提供サービス業</u></p> <p><u>(17)前各号に付帯する一切の事業</u></p>

別紙 5

次頁以降に記載のとおりです。

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループが事業を展開する英語関連市場においては、新型コロナウイルス感染症の影響は顕著であり、2020年の感染拡大初期においては、「巣ごもり需要」と呼ばれた現象により、英語学習ニーズが一時的に急増しました。しかし、2020年後半以降、海外渡航・入国制限の長期化により個人の海外旅行やビジネスでの海外出張、海外からの観光等での外国人の来日の機会がなくなった影響を受け、英語学習に対する人々の優先順位が下がっております。

しかし、中長期的には、超少子高齢化による国内市場の縮小や生産人口の減少が予想される日本において、企業による海外市場への進出や、外国人材の登用を積極的に行うことが国内企業にとって不可避となり、結果として、グローバルに活躍できる人材や、外国人材と協働できる人材が多く求められるようになると想定されます。

上述のように、企業が求める人材像が変化していく中で、グローバル言語としての英語の重要性及び学習ニーズは高まると同時に、英語学習の目的が、単に趣味として英語を話して楽しく過ごすことではなく、「英語が話せるようになる」という「成果」を重視するトレンドへ変化しております。

このような状況を踏まえ、引き続き新型コロナウイルス感染症の終息後の中長期的な市場環境の変化を見据えた、英語学習ニーズの拡大に応えるべく取り組みを続けております。

このような環境の中、当社グループでは、従来の英会話の場を提供する低価格のオンライン英会話サービスの提供だけでなく、「英語が話せるようになる」という「成果」を生み出す高付加価値な英語関連サービスを展開するため、継続してサービス拡大や品質向上に取り組んでおります。その取り組みとして、外国語のコミュニケーション能力を表す指標・国際標準規格のCEFRに準拠した英語のスピーキング力を測定するサービス「PROGOS®」や、オンライン完結成果保証型英会話プログラム「レアジョブ英会話 スマートメソッド®コース」の提供を行っております。

さらに、当社グループでは「世界中の人々が、それぞれの能力を活かし、活躍できる世の中の実現」のため、グローバルリーダー育成研修サービスの展開や海外進出、幅広い学びの領域への拡大を目指し、M&Aなどの取り組みを進めております。

また、株式会社K12ホールディングスを2022年12月に設立し、K12（未就学児から高校卒業までの教育期間）領域への事業拡大に注力してまいります。当期においては学校の教科書に準拠したオンライン英会話サービス「エデュル」をリリースし、子どもたちの課外での学習支援を行っております。

当連結会計年度において、個人向けサービスについては、オンライン英会話サービスの需要が縮小しており、売上高は前年同期比で減収となっております。法人・教育機関向けサービスについては、研修サービスの売上が伸張し、売上高は増収となりました。また、売上原価については、法人・教育機関向けの研修サービスの販売増に伴い、仕入による費用も増加しております。販売費及び一般管理費については、株式会社資格スクエアの子会社化の影響により、人件費などが増加しております。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度における売上高は5,787,323千円と前年同期比189,026千円（3.4%）の増収、EBITDAは547,635千円と同33,383千円（△5.7%）の減少、営業利益は228,349千円と同63,205千円（△21.7%）の減益、経常利益は279,430千円と同37,298千円（15.4%）の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は194,038千円と同9,091千円（4.9%）の増益となりました。

なお、当社グループは英語関連事業の単一セグメントであるため、セグメント毎の記載はしておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、ソフトウェアの開発等、総額246,504千円となっております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、ストック・オプション行使による払込を受けたことから、発行済株式総数は142,800株増加し、資本金及び資本剰余金はそれぞれ38,026千円増加いたしました。また、連結子会社である株式会社K 1 2ホールディングスが、グループ再編に伴う子会社株式取得の原資として長期借入金1,559,800千円を調達しております。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、当社の連結子会社である株式会社K12ホールディングスを通じて、2023年1月1日付で株式会社アイ・エス・シーの議決権を100.0%取得し、同社を子会社化いたしました。しかし、同社は「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 2013年9月13日)に規定される「支配が一時的であると認められる企業」に該当することとなったため、当社グループの連結財務諸表に含めておりません。詳細につきましては、事業報告「(12) その他企業集団の現況に関する事項」をご参照ください。

(5) 対処すべき課題

当社グループは「Chances for everyone, everywhere.」をグループビジョンに掲げ、「世界中の人々が、それぞれの能力を発揮し、活躍できる世の中の実現」を目指しております。現在、ビジョンの実現に向け、英語関連事業を主たる事業として展開しておりますが、「オンライン英会話事業者」から「AIアセスメントカンパニー」へと進化するため、以下の事項を今後の主要な課題として認識し、事業展開を図る方針であります。

① 提供サービスの品質向上について

今後の事業拡大のためには、ユーザーのニーズに応じて提供サービスの品質向上を図る必要があると認識しております。近年では、英会話学習のニーズは、単に趣味として英語を話して楽しく過ごすことではなく、ビジネスパーソンや学生等が英語を話せるようになるという「成果」に変化しております。これに対して、当連結会計年度においては、効果的かつ効率的な英語学習に欠かせない学習サイクルに基づく機能・体験を拡充するべく、「継続的に学習することで英会話力が高まるサービス」及び「グローバルで活躍できるような英会話力を日本人1,000万人が身につけられるサービス」として新プランを提供することといたしました。新プランでは、誰もが迷わず、より英会話力の向上に最適な学習体験ができるよう、学習機会の提供を行ってまいります。引き続き、成果を求めるユーザーのニーズに応じて提供サービスの品質向上に取り組み、国際社会での協働を可能にするグローバルリーダーの輩出に寄与できるよう、社会の革新と発展に貢献してまいります。

② 組織体制、人材の強化について

当社グループが、業容の拡大及び経営体制の強化を実現していく上で、人材の確保・育成は不可欠であります。そこで、社員研修制度の充実、公正な人事制度の確立等に取り組むことで、将来、当社グループの核となる優秀な人材の確保・育成を図ると共に、事業をより効率的且つ安定的に運営していくため、適宜、組織体制の最適化を図ってまいります。

③ システムの安定的な稼働と強化について

当社グループの事業は、主にインターネット上で展開していることから、サービス提供に係るシステムの重要性は極めて高いものであり、当該システムを安全性高く、且つ安定的に稼働させることが事業展開上において重要であります。従って継続的にシステムの安定運用にかかる投資が必要であり、今後においてもシステム強化を行っていく方針であります。

④ 当社グループブランドの知名度向上について

当社グループは、オンライン学習の需要の高まり・普及と共に、新聞・テレビ・雑誌等各種マスメディアで紹介される機会が増加したことから、オンライン英会話サービスにおいては、一定の知名度が得られているものと認識しております。しかしながら、新規サービスの普及、更なる事業拡大及び競合企業との差別化を図るにあたり、当社グループブランドの知名度をより一層向上させ、「世の中で活躍する人々を生み出すプラットフォーム企業」としてのブランディングに注力することが重要です。特に、PROGOS®を普及させ、より多くの人に受験頂くことは当社グループにとって重要な課題であると認識しており、受験者数及び知名度向上に向けてプロモーション活動を強化してまいります。

⑤ 経営管理体制の強化について

当社グループが継続的に安定してサービスを提供し、中長期的に企業価値を向上させるためには経営管理体制の強化や、コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みを行うことが重要だと考えております。従って内部統制に係る体制や法令遵守の徹底に向けた体制を強化してまいります。特に、当社グループは多くの個人情報を取り扱っており、個人情報保護法への対応が非常に重要であると認識しております。既に当社はISMSの認証を取得しておりますが、当社グループで継続的改善に取り組み、より高いレベルの運営を目指してまいります。

⑥ プライム市場の上場維持基準への適合について

当社は、2022年4月の株式会社東京証券取引所の市場区分の再編において、プライム市場を選択しております。しかしながら、2023年3月末現在、「流通株式時価総額」については基準を充たしておりません。当社は、一定の株主数や流通株式数等を確保しながらも「流通株式時価総額」が基準に到達していないという結果を踏まえ、企業価値向上に向けた各種施策を確実に進めていくことが重要であると判断しております。これらの課題に対処し、2025年3月期までに上場維持基準を充たすために実施した2023年3月期の主な取り組みは、以下のとおりです。

1. 中期経営計画の推進による企業価値の向上

当社は、前述の中期経営計画において、当該計画の最終年度である2025年3月期の連結業績予想を営業利益は10億円、親会社株主に帰属する当期純利益は6億円を目標数値としております。初年度である2023年3月期においては、以下の施策を実行しております。

- ・ 2022年10月1日付で、主たる事業である「レアジョブ英会話」の提供プランを大幅にアップデートし、継続的に学習することで英会話力が高まるサービス、そしてグローバルに活躍できるような英会話力を日本人1,000万人が身につけられるサービスとして、新プランの提供を開始しました。
- ・ 2022年12月13日付で、K12（未就学児から高校卒業までの教育期間）事業領域の中間持株会社として、株式会社K12ホールディングスを設立し、当社から株式会社K12ホールディングスへの子会社株式の譲渡を決議する等、グループ再編を通じて、幼保施設や学校と自宅学習、オンラインとオフラインを組み合わせ、幼児を起点に18歳まで一貫通貫した英語教育サービスを提供できる組織体制となりました。

2. IRの強化

当社は、株価上昇を促す企業価値伝達のため、適時・適切な情報発信の強化に努め、且つ株主・投資家の皆様の満足度向上につながる、IRウェブサイトをはじめとした情報コンテンツの充実化を進めております。2023年3月期においては、以下の施策を実行しております。

- ・ 当社IRウェブサイトにおいて、非財務情報のコンテンツ拡充を実施しました。
- ・ 2022年6月開催の第15期定時株主総会より、英文による招集通知（狭義の招集通知及び株主総会参考書類）の開示を開始しました。

3. コーポレートガバナンスの充実

企業価値の向上を目指す上で、コーポレートガバナンスを充実させることは、重要なことであると認識しており、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、2021年6月に改訂されたコーポレートガバナンス・コードにおいて、改訂・新設された原則を中心に対応を進めております。2023年3月期においては、以下の施策を実行しております。

- ・ 改訂・新設されたコーポレートガバナンス・コードの対応を順次進めております。
- ・ 取締役会の実効性評価を自己評価方式にて実施しております。
- ・ 2022年6月開催の第15期定時株主総会より、株主総会参考書類において取締役の選任議案とともにスキル・マトリックスの開示を開始しました。
- ・ 同株主総会より、議決権電子行使プラットフォームを利用可能としております。

4. 株主還元の充実

当社は、将来の成長投資に必要となる内部留保の充実と、財務基盤の確立、株主への利益還元を総合的に勘案したうえで、株主配当の水準を決定しております。2023年3月期においては、利益還元としての株主配当を実施できる状況にあると判断いたしましたので、期末配当を12円といたしました。

今後も、株主の皆様に対して、安定的且つ継続的な増配を実現できるよう、業績及び企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産及び損益の状況の推移

区分	第13期 (2020年3月期)	第14期 (2021年3月期)	第15期 (2022年3月期)	第16期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売上高 (千円)	4,512,451	5,331,926	5,598,296	5,787,323
経常利益 (千円)	415,747	628,974	242,132	279,430
親会社株主に 帰属する 当期純利益 (千円)	205,258	391,365	184,947	194,038
1株当たり 当期純利益 (円)	22.67	43.26	19.98	20.69
総資産 (千円)	3,557,857	4,468,579	6,343,236	6,835,102
純資産 (千円)	1,602,235	2,116,882	2,479,220	2,624,428
1株当たり 純資産額 (円)	151.49	202.55	238.54	255.44

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、2019年4月11日開催の取締役会決議により、2019年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を、2019年11月14日開催の取締役会決議により、2019年12月6日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
RareJob Philippines, Inc.	19,350千 フィリピンペソ	99.997%	英会話講師の選定・教育・管理業務
RIPPLE KIDS EDUCATIONAL SERVICES, INC.	10,000千 フィリピンペソ	※ 99.995%	オンライン英会話レッスンの提供
Rarejob English Assessment, Inc.	48,890千 フィリピンペソ	※ 99.999%	アセスメント事業
株式会社エンビジョン	96,066千円	66.593%	文教事業
株式会社プロゴス	50,000千円	100.000%	グローバルリーダーの評価・育成・ 採用等関連事業
株式会社資格スクエア	0円	70.000%	オンライン学習サービス「資格スク エア」の運営
株式会社レアジョブテクノロジーズ	25,000千円	100.000%	教育関連サービス開発事業、ITコンサル ティング事業、AIを活用したサー ビス開発
株式会社K12ホールディングス	10,000千円	100.000%	子会社の経営管理業務及び経営指導 業務

(注) 1. ※の出資比率には、間接保有分を含んでおります。

2. 株式会社K12ホールディングスは2022年12月13日に設立しております。

3. ENVIZION PHILIPPINES, INC.は現在清算手続き中であるため、重要な子会社から除外しておりま
す。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

主に、個人、法人及び教育機関向けにオンラインで英会話レッスンを提供する英語関連事業を展開しております。

(9) 主要な事業所（2023年3月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	東京都渋谷区

② 子会社

名 称	所 在 地
RareJob Philippines, Inc.	フィリピン ケソン市
RIPPLE KIDS EDUCATIONAL SERVICES, INC.	フィリピン セブ市
Rarejob English Assessment, Inc.	フィリピン カガヤン・デ・オロ市
株式会社エンビジョン	東京都渋谷区
株式会社プロゴス	東京都渋谷区
株式会社資格スクエア	東京都渋谷区
株式会社レアジョブテクノロジーズ	東京都渋谷区
株式会社K12ホールディングス	東京都渋谷区

(10) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
778名(35名)	83名減(1名増)

- (注) 1. 従業員数は就業人数であり、臨時従業員等は () 内に年間平均雇用人員を概数で記載しております。
2. 従業員数の減少の主な理由は、海外子会社の組織再編に起因するものであります。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
64名(16名)	52名減(2名減)	39.0歳	5.1年

- (注) 1. 従業員数は就業人数であり、臨時従業員等は () 内に年間平均雇用人員を概数で記載しております。
2. 従業員数の減少の主な理由は、グループ経営の推進に伴う当社従業員の連結子会社への転籍によるものであります。

(11) 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社三菱UFJ銀行	1,859,800 千円
株式会社りそな銀行	300,000
株式会社みずほ銀行	210,715
株式会社千葉銀行	171,432
三井住友信託銀行株式会社	164,285
日本生命保険相互会社	75,000

(12) その他企業集団の現況に関する事項

- ① 株式会社アイ・エス・シーとの株式貸借取引契約解除による連結範囲の取扱いについて
事業報告の「(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況」に記載のとおり、当社の連結子会社である株式会社K 1 2ホールディングスは、2022年12月13日付で締結した株式譲渡を前提とした株式貸借取引契約 (以下、「本件契約」という。) に基づき、2023年1月1日付で株式会社アイ・エス・シーを子会社化いたしました。しか

し、同社の取得価額の算定及び連結決算において、株式会社K 1 2ホールディングスによる子会社化以前より、同社において一般に公正妥当と認められる会計基準に抵触する会計処理が行われていた疑義（以下、「本件疑義」という。）が判明しました。

当社としては、本件疑義に関して当然に看過することなく株式会社アイ・エス・シーに対して会計処理の是正と改善を求めてまいりました。しかしながら、その求めに対して株式会社アイ・エス・シーの全取締役より「信頼関係が破壊された」として本件契約の解除を求める通知が株式会社K 1 2ホールディングスに行われ、当社としては株式会社アイ・エス・シーに本件疑義に対しての解決する意志がないと判断せざるを得なくなりました。したがって、本件契約の解除条件にあたる表明保証違反に該当すると判断し、2023年5月11日開催の当社取締役会において、同日付で本件契約を株式会社K 1 2ホールディングスから解除することを決議いたしました。本件契約解除により、株式会社アイ・エス・シーは「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 2013年9月13日）に規定される「支配が一時的であると認められる企業」に該当し、当社グループの連結財務諸表に含めておりません。よって、事業報告に記載の「(10) 従業員の状況」においても、株式会社アイ・エス・シーの従業員数を含めておりません。

② グループ再編について

当社は、2023年4月1日付で株式会社ボーダーリンク及び株式会社エンビジョンを完全子会社化し、同日付で両社の全株式を株式会社K 1 2ホールディングスに譲渡しております。

また、株式会社ボーダーリンク及び株式会社エンビジョンは、2023年4月13日付で合併契約を締結し、2023年6月1日付で株式会社ボーダーリンクを存続会社、株式会社エンビジョンを消滅会社として吸収合併しております。

グループ再編の詳細は、連結計算書類注記表の「重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

2. 会社の株式に関する事項（2023年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 28,816,000株
- (2) 発行済株式の総数 9,497,809株（自己株式302,991株を除く。）
- (3) 当事業年度末の株主数 5,801名
- (4) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
中村 岳	2,000,281株	21.06%
三井物産株式会社	1,828,100株	19.25%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	724,200株	7.62%
株式会社増進会ホールディングス	480,000株	5.05%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	375,600株	3.95%
株式会社ZuittJP	370,000株	3.90%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	262,340株	2.76%
藤田 利之	217,200株	2.29%
DAIWA CM SINGAPORE LTD - NOMINEE KATO TOMOHISA	170,200株	1.79%
中山 慶一郎	134,500株	1.42%

(注) 当社は自己株式302,991株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は以下のとおりです。

株式報酬の内容	譲渡制限付株式報酬
払込期日	2022年8月12日
株式の種類及び株式数	当社普通株式 18,088株
処分価額	1株につき539円
割当先	当社取締役（監査等委員を除く）2名
譲渡制限期間	対象役員については、2022年8月13日から当社又は当社子会社の取締役又は従業員の内いずれも退任又は退職するまでの間。
譲渡制限の解除条件	対象役員が払込期日の直前の当社定時株主総会の日から翌年に開催される当社定時株主総会の日までの期間の間、継続して、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

取締役、その他役員に交付した株式報酬の区分別合計

区 分	株 式 数	交付対象者数
当社取締役（監査等委員を除く）	18,088株	2名
当社社外取締役（監査等委員を除く）	0株	0名
当社社外取締役（監査等委員）	0株	0名

- (6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2023年3月31日現在）

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
中村 岳	代表取締役社長	
安永成志	取締役	
三原宇雄	取締役（監査等委員）	三原公認会計士事務所 所長
成松 淳	取締役（監査等委員）	ウォンテッドリー株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社クロス・マーケティンググループ 社外取締役（監査等委員）
五十嵐 幹	取締役（監査等委員）	株式会社クロス・マーケティンググループ 代表取締役社長兼CEO 株式会社クロス・マーケティング 代表取締役社長兼CEO

- (注) 1. 取締役のうち、三原宇雄氏、成松淳氏及び五十嵐幹氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査等委員のうち、三原宇雄氏及び成松淳氏は公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役藤田利之氏は、2022年6月22日開催の第15期定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
4. 当社は、社外取締役のみで監査等委員会を構成することとしているため、常勤の監査等委員を選定しておりませんが、監査等委員補助者が監査等委員の職務を補助しており、監査等委員と緊密な連携を取ることで、監査の実効性を確保しております。
5. 取締役三原宇雄氏、成松淳氏及び五十嵐幹氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、業務執行取締役等でない取締役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には、填補の対象とならないなど、一定の免責事由を設けております。

(4) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

2021年2月12日開催の取締役会において、以下のとおり決議しております。

ア. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、基本報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

イ. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ウ. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は、現時点では導入しておらず、今後検討していくものとする。非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、当社と付与対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結したうえで、役位に応じて決定された数の当社普通株式を交付するものとする。

工. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえて決定する。

オ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の審議を経たうえで、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬及び株式報酬の額とする。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、金銭報酬については2020年6月23日開催の第13期定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、ストック・オプションについては2018年6月21日開催の第11期定時株主総会において、年額30百万円以内（ただし、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）、譲渡制限付株式報酬については、2020年6月23日開催の第13期定時株主総会において、年額100百万円以内（ただし、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）と決議しております。当該決議に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名であります。

また、監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年6月22日開催の第9回定時株主総会において、年額20百万円以内と決議しております。当該決議に係る監査等委員である取締役の員数は3名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、報酬等の決定に係る手続きの透明性・客観性を強化するため、任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会を設置しております。当該委員会の審議を経たうえで、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長中村岳が株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。なお、その権限の内容は、各取締役の基本報酬及び株式報酬の額としております。

これらの権限を委任した理由は、当社グループの経営状態や取り巻く環境等を、当社において最も熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであります。

取締役会は、役員の報酬額が恣意的に決定されることなく、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるために必要なモニタリング措置を講じており、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を 除く) (うち社外取締役)	67,485 (-)	57,644 (-)	- (-)	9,840 (-)	3 (-)
監査等委員である 取締役 (うち社外取締役)	14,400 (14,400)	14,400 (14,400)	- (-)	- (-)	3 (3)

- (注) 1. 期末現在の人員数は取締役 (監査等委員を除く) 2名 (うち社外取締役0名)、取締役 (監査等委員) 3名 (うち社外取締役3名) であります。なお、上記の支給人員との相違は、任期満了のため退任しました、取締役藤田利之氏が含まれているためであります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく、当事業年度における費用計上額を記載しております。
4. 非金銭報酬等に含まれる譲渡制限付株式報酬制度の概要は、「2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のほか、以下のとおりです。

払込期日	2021年10月25日
株式の種類及び株式数	当社普通株式 5,424株
処分価額	1株につき1,521円
割当先	当社取締役 (監査等委員を除く) 1名
譲渡制限期間	対象役員については、2021年10月25日から当社又は当社子会社の取締役又は従業員のいずれも退任又は退職するまでの間。
譲渡制限の解除条件	対象役員が払込期日の直前の当社定時株主総会の日から翌年に開催される当社定時株主総会の日までの期間の間、継続して、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係

社外取締役（監査等委員）三原宇雄氏は三原公認会計士事務所の所長を兼職しておりますが、当該兼職先と当社との間には特別な関係はございません。

社外取締役（監査等委員）成松淳氏はウォンテッドリー株式会社及び株式会社クロス・マーケティンググループの社外取締役（監査等委員）を兼職しておりますが、当該兼職先と当社との間には特別な関係はございません。

社外取締役（監査等委員）五十嵐幹氏は、株式会社クロス・マーケティンググループの代表取締役社長兼CEO及び株式会社クロス・マーケティングの代表取締役社長兼CEOを兼職しておりますが、当該兼職先と当社との間には特別な関係はございません。

② 当事業年度における主な活動状況

ア. 取締役会等への出席状況及び発言状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役（監査等委員）	三原 宇雄	当事業年度開催の取締役会には14回中14回（100.0%）出席し、監査等委員会には13回中13回（100.0%）出席し、公認会計士としての見識に基づき、議案・審議につき必要な発言を適宜行っております。
取締役（監査等委員）	成松 淳	当事業年度開催の取締役会には14回中14回（100.0%）出席し、監査等委員会には13回中13回（100.0%）出席し、公認会計士としての見識に基づき、議案・審議につき必要な発言を適宜行っております。
取締役（監査等委員）	五十嵐 幹	当事業年度開催の取締役会には14回中14回（100.0%）出席し、監査等委員会には13回中13回（100.0%）出席し、IT業界の会社経営による豊富な経験と幅広い見識に基づき、議案・審議につき必要な発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議を1回行っております。

イ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

当社は、社外取締役について、経営全般、財務・会計、金融・資本市場、コンプライアンス・リスクマネジメント及び海外ビジネスに関する知見等、幅広い分野の専門性・経験を持つ方を社外取締役として選任しており、社外取締役は、以下の期待される役割・責任を果たしております。

- (ア)経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し、中長期的な企業価値向上の観点から助言を行なうこと
- (イ)経営陣幹部の選解任その他の取締役の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行なうこと
- (ウ)会社と経営陣・主要株主との間の利益相反を監督すること
- (エ)経営陣・主要株主から独立した立場で各ステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映すること

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 30,000千円 |
| ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 30,000千円 |

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、当事業年度において、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務（非監査業務）を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査等委員会は会計監査人の継続監査年数等を勘案し、再任もしくは不再任の決定を行います。

-
- (注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
また、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,725,311	流動負債	3,194,023
現金及び預金	1,386,708	買掛金	19,210
預け金	1,165,035	1年内返済予定の長期借入金	138,568
売掛金	37,035	未払金	183,667
前払費用	68,755	未払費用	129,752
未収還付法人税等	30,098	未払消費税等	1,415
デリバティブ債権	21,581	前受金	190,471
その他	16,096	預り金	2,495,379
固定資産	4,062,268	返金負債	5,552
有形固定資産	66,370	賞与引当金	27,617
建物	44,919	デリバティブ債務	2,388
工具、器具及び備品	21,451	固定負債	1,085,929
無形固定資産	428,229	長期借入金	1,082,864
商標権	2,238	資産除去債務	3,065
ソフトウェア	424,985	負債合計	4,279,953
ソフトウェア仮勘定	482	(純資産の部)	
その他	522	株主資本	2,435,247
投資その他の資産	3,567,667	資本金	644,725
投資有価証券	50,571	資本剰余金	821,753
関係会社株式	2,059,205	資本準備金	638,625
関係会社長期貸付金	1,301,600	その他資本剰余金	183,127
敷金	100,874	利益剰余金	1,155,954
繰延税金資産	22,244	その他利益剰余金	1,155,954
その他	33,171	繰越利益剰余金	1,155,954
		自己株式	△187,186
		評価・換算差額等	16,902
		その他有価証券評価差額金	3,586
		繰延ヘッジ損益	13,316
		新株予約権	55,475
		純資産合計	2,507,626
資産合計	6,787,579	負債・純資産合計	6,787,579

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		4,392,468
売上原価		1,674,805
売上総利益		2,717,662
販売費及び一般管理費		2,734,137
営業損失		16,475
営業外収益		
受取利息	1,009	
受取配当金	108,800	
業務委託料	88,912	
補助金の収入	4,977	
その他の費用	853	204,552
営業外費用		
支払利息	9,450	
為替差損	4,381	
その他の利益	1,206	15,038
経常利益		173,038
特別利益		
新株予約権戻入益	9,997	9,997
特別損失		
固定資産除却損	6,564	6,564
税引前当期純利益		176,471
法人税、住民税及び事業税	23,716	
法人税等調整額	5,205	28,922
当期純利益		147,548

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

株式会社 レアジョブ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 陸田雅彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菊池寛康

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社レアジョブの2022年4月1日から2023年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第16期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月25日

株式会社レアジョブ 監査等委員会

監査等委員 三原 宇雄 ㊞

監査等委員 成松 淳 ㊞

監査等委員 五十嵐 幹 ㊞

(注) 監査等委員三原宇雄、成松淳及び五十嵐幹は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	606,699	600,599	180,263	780,863	1,110,749	1,110,749	△222,263	2,276,049
当期変動額								
新株の発行	38,026	38,026		38,026				76,052
剰余金の配当					△102,343	△102,343		△102,343
当期純利益					147,548	147,548		147,548
譲渡制限付 株式報酬			2,864	2,864			35,076	37,940
株主資本以 外の項目の 当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	38,026	38,026	2,864	40,890	45,205	45,205	35,076	159,198
当期末残高	644,725	638,625	183,127	821,753	1,155,954	1,155,954	△187,186	2,435,247

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	1,346	34,993	36,339	82,520	2,394,909
当期変動額					
新株の発行					76,052
剰余金の配当					△102,343
当期純利益					147,548
譲渡制限付 株式報酬					37,940
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	2,240	△21,677	△19,436	△27,044	△46,481
当期変動額合計	2,240	△21,677	△19,436	△27,044	112,716
当期末残高	3,586	13,316	16,902	55,475	2,507,626

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法に基づく原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法を採用しております。

(2) デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～18年

工具、器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な償却年数は以下のとおりであります。

商標権 10年

ソフトウェア（自社利用分） 3～5年（社内における利用可能期間）

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、英語関連事業を行っており、個人及び法人・教育機関を顧客として、主に教育サービスを提供しております。

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段 …直物為替先渡取引（NDF、通貨オプション）

ヘッジ対象 …外貨建未払金

ヘッジ方針

当社ではデリバティブ取引に関するリスク管理体制に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定を省略しております。

(会計上の見積りに関する注記)

当社の計算書類は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この計算書類の作成にあたって、決算日における資産・負債の報告数値及び報告期間における収益・費用の報告数値に影響を与える見積り及び予測を行わなければなりません。したがって、当該見積り及び予測については不確実性が存在するため、将来生じる実際の結果はこれらの見積り及び予測と異なる場合があります。

当社では、特に以下の会計上の見積り及び仮定が当社の計算書類に重要な影響を与えるものと考えております。

有形固定資産及び無形固定資産の減損

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
有形固定資産	66,370
無形固定資産	428,229

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

資産又は資産グループにおいて減損の兆候の有無を判定し、兆候がある場合には当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回るものについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上する方針であります。回収可能価額の算定にあたっては正味売却価額又は使用価値を使用いたします。なお、当事業年度においては、資産又は資産グループにおいて減損の兆候が認められず、減損損失は計上しておりません。

減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定に当たっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化等により、その見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、減損処理が必要となる可能性があります。

関係会社株式の評価

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
関係会社株式	2,059,205

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当該関係会社株式は、取得原価と同社の超過収益力を反映した株式の実質価額を比較し、減損処理の要否を判定しております。

超過収益力の評価においては、対象会社の将来の事業計画及び損益実績を基礎としております。将来事業計画の策定において用いた重要な仮定の内容は、「連結注記表（会計上の見積りに関する注記）のれんの評価」に記載しております。

これらの将来事業計画の策定において用いた仮定は、経営者の最善の見積もりによって決定されますが、将来の不確実な状況変化により、主要な仮定の見直しが必要となった場合には翌事業年度の計算書類における、関係会社株式の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 資産から直接控除した減価償却累計額

固定資産

有形固定資産 86,253千円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 13,899千円

短期金銭債務 2,573,724千円

3. 偶発債務

次の関係会社の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

株式会社K 1 2ホールディングス 1,559,800千円

なお、特約として、当社の株式会社K 1 2ホールディングスに対する出資比率を51%以上に維持することが付されております。

4. 預け金は、グループ間取引の決済に伴う預け入れであります。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	33,131千円
営業費用	1,446,247千円
営業取引以外の取引による取引高	198,745千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	354,024	5,364	56,397	302,991

(変動事由の概要)

増加及び減少の内訳は、以下のとおりであります。

譲渡制限付株式の無償取得による増加	5,364株
譲渡制限付株式報酬の支給による減少	56,397株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因

賞与引当金、未払事業税及びソフトウェアの否認額並びに減価償却超過額等であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	RareJob Philippines, Inc.	19,350千 フィリピン ペソ	英会話講師の 選定・教育・ 管理業務	所有 直接 99.9	講師管理業 務を委託 役員の兼任 あり	マネジメントフィー ※1	470,331	未払金	—
						講師報酬等の支払 ※2	1,019,106	未払費用	69,280
子会社	株式会社 プロゴス	50,000 千円	グローバルリ ーダーの評 価・育成・採 用等関連事業	所有 直接 100.0	商材の販売 取次業務を 委託、子会 社管理業務 の受託	販売取次手数料の支払 ※3	475,311	未払金	37,043
子会社	株式会社 レアジョブテクノロ ジーズ	25,000 千円	教育関連サー ビス開発、AI を活用したサ ービス開発	所有 直接 100.0	研究開発業 務を委託 役員の兼任 あり	研究開発業務の委託手 数料の支払 ※4	470,318	未払金	53,517
子会社	株式会社 K12ホールディング ス	10,000 千円	子会社の経営 管理業務及び 経営指導業務	所有 直接 100.0	資金の貸付、 債務保証 役員の兼任 あり	資金の貸付 ※5	1,252,200	関係会社 長期貸付金	1,252,200
						株式譲渡代金の受け取 り ※6	2,481,927	預り金	2,481,927
						借入に対する債務保証 ※7	1,559,800	—	—

※1 当社子会社であるRareJob Philippines, Inc.への講師管理業務委託については、両社で締結した契約に基づき委託金額を算出してしております。なお、取引条件は市場情勢を勘案した上、合理的な取引条件に決定しております。

※2 講師報酬その他講師管理に係る費用をフィリピン国で決済するために資金をRareJob Philippines, Inc.に対して支払っております。

※3 当社子会社である株式会社プロゴスへの商材の販売取次業務委託については、両社で締結した契約に基づき委託金額を算出してしております。なお、取引条件は市場情勢を勘案した上、合理的な取引条件に決定しております。

※4 当社子会社である株式会社レアジョブテクノロジーズへの開発業務委託については、両社で締結した契約に基づき委託金額を算出してしております。なお、取引条件は市場情勢を勘案した上、合理的な取引条件に決定しております。

※5 資金の貸付に係る金利については、市場金利を勘案して決定しております。

※6 2023年4月1日付で当社が追加取得し完全子会社となる株式会社ボーダーリンク及び株式会社エンビジョンの全株式を、同日付で当社から株式会社K12ホールディングスに譲渡いたします。当該株式の譲渡代金を当事業年度中に受け取ったものであります。

※7 子会社の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「(収益認識に関する注記)」における注記事項と同一のため記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	258円18銭
2. 1株当たり当期純利益	15円73銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

2023年5月25日

第16期 事業報告の附属明細書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

会社役員の重要な兼職の状況の明細

事業報告「3. 会社役員に関する事項（1）取締役の氏名等」の「担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりです。

第16期 計算書類に係る附属明細書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1. 有形固定資産および無形固定資産の明細

(単位：千円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額
有形 固定 資産	建 物	46,573	3,642	—	5,296	44,919	32,206
	工具、器具及び備品	23,150	8,767	—	10,466	21,451	54,046
	有形固定資産計	69,723	12,410	—	15,762	66,370	86,253
無形 固定 資産	商 標 権	1,321	1,362	—	445	2,238	3,096
	ソフトウェア	430,966	153,075	—	159,056	424,985	800,926
	ソフトウェア 仮勘定	50,909	104,272	154,699	—	482	—
	そ の 他	522	—	—	—	522	—
	無形固定資産計	483,719	258,711	154,699	159,501	428,229	804,022

- (注) 1. 建物の増加は、主にレイアウト変更に伴う工事費用であります。
 2. 工具、器具及び備品の増加は、主にレイアウト変更に伴う設備費用及び備品購入費用であります。
 3. ソフトウェアの増加は、自社利用のソフトウェアの完成に伴う振替であります。
 4. ソフトウェア仮勘定の増加は、主に自社利用のソフトウェア開発によるものであります。
 5. ソフトウェア仮勘定の減少は、主に上記(注)3.に記載しております自社利用のソフトウェアの完成に伴うソフトウェア勘定への振替であります。

2. 引当金の明細

(単位：千円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	38,842	27,718	38,479	464	27,617

(注) 賞与引当金の当期減少額その他は洗替額であります。

3. 販売費および一般管理費の明細

(単位：千円)

科 目	金 額	摘 要
役 員 報 酬	72,044	
給 料 及 び 手 当	328,122	
雑 給	42,123	
賞 与	14,905	
賞 与 引 当 金 繰 入 額	19,743	
通 勤 費	9,447	
法 定 福 利 費	56,684	
福 利 厚 生 費	12,059	
採 用 教 育 費	13,008	
外 注 費	600,593	
派 遣 料	16,699	
広 告 宣 伝 費	238,909	
交 際 費	8,221	
寄 付 金	60	
会 議 費	1,072	
旅 費 交 通 費	6,164	
通 信 費	5,702	
消 耗 品 費	7,315	
水 道 光 熱 費	4,442	
新 聞 図 書 費	677	
諸 会 費	2,875	
支 払 手 数 料	725,703	
株 式 報 酬 費 用	41,741	
マ ネ ジ メ ン ト フ ィ ー	247,166	
地 代 家 賃	60,676	
賃 借 料	1,348	
保 険 料	1,070	
租 税 公 課	17,569	
減 価 償 却 費	15,762	
ソ フ ト ウ ェ ア 償 却 費	159,056	
敷 金 償 却 費	2,223	
商 標 権 償 却 費	445	
修 繕 費	498	
販売費及び一般管理費合計	2,734,137	